

許可申請調書

議案第5号

件名	建築基準法第44条第1項第2号に係る許可（道路内の建築制限）について			
申請者	住所	広島市中区基町9-42		
	氏名	広島県警察本部 警察本部長 森本 敦司		
申請敷地	広島市南区松原町14番地			
用途地域	商業地域	防火指定	防火地域	
用途・規模	用途	巡査派出所	工事種別	新築
	構造	鉄骨造		
	階数	地上1階	高さ	3.150m
	敷地面積	— m <sup>2</sup>		
	建築面積	106.28 m <sup>2</sup>	建ぺい率	— % ≤ 80 %
	延べ面積	106.28 m <sup>2</sup>	容積率	— % ≤ 400 %
該当条項	建築基準法第44条第1項第2号			
<p>申請理由</p> <p>申請に係る計画は、道路内に巡査派出所を建築するものである。</p> <p>この計画は、建築基準法第44条第1項の規定（道路内の建築制限）に抵触するため、同項ただし書の規定による許可を求めるものである。</p>				
<p>付近見取図</p>				
<p>許可に対する意見</p> <p>申請に係る計画は、公益上必要な建築物であり、かつ通行上支障がないと認められる。</p>				
<p>調査等事項は別紙説明資料による。</p>				

建築基準法第44条第1項第2号に係る許可（道路内の建築制限）について

1 許可申請の概要

申請建築物は、周辺住民の安全・安心を確保し、地域警察活動の拠点となる警察施設である。

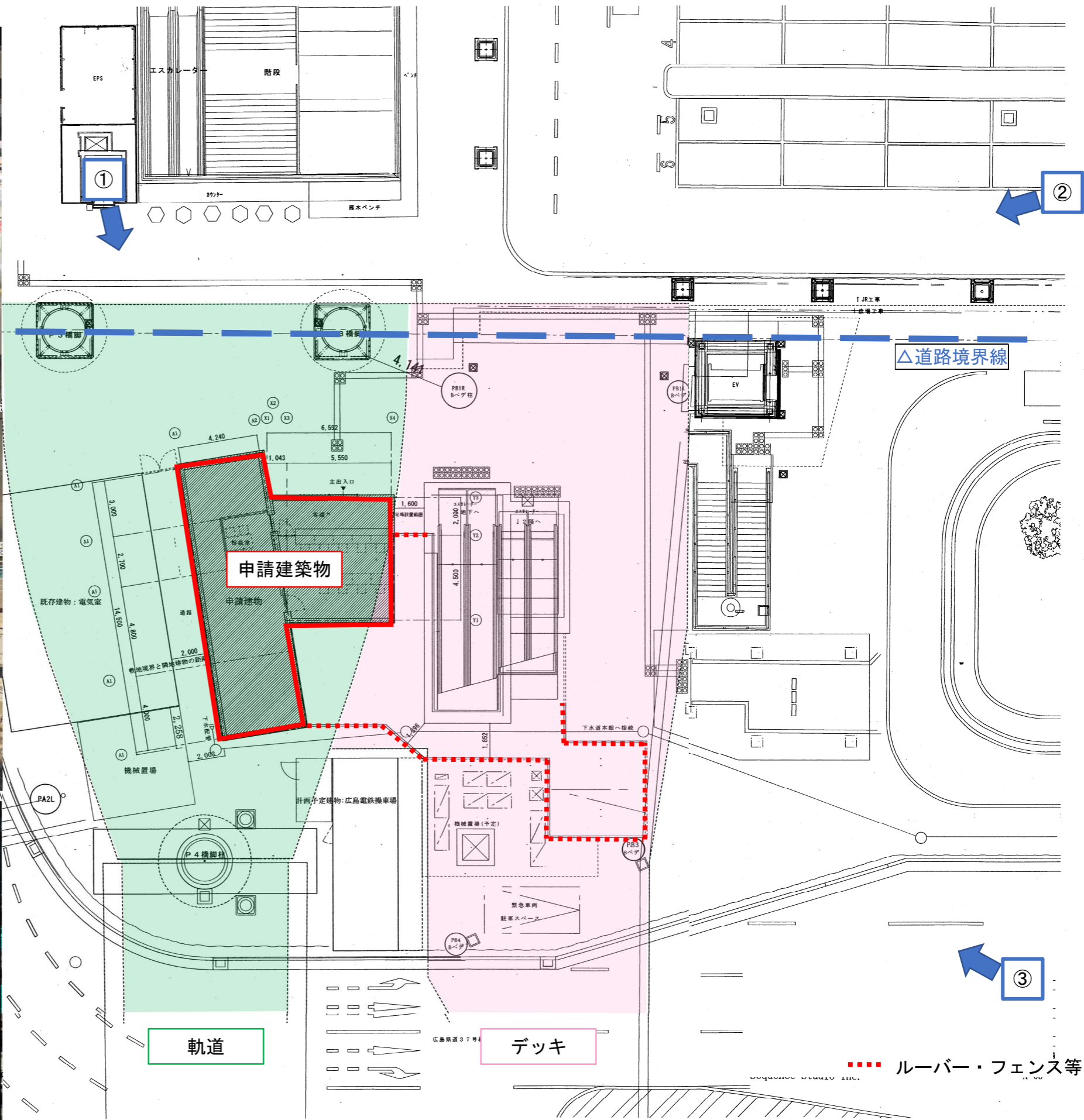
近年の広島駅周辺の開発に伴い、道路管理者及び関係各局との協議の上、「広島市道南1区駅前吉島線」内の当該位置へ巡査派出所を設置する計画となった。

許可申請の概要は以下のとおり。

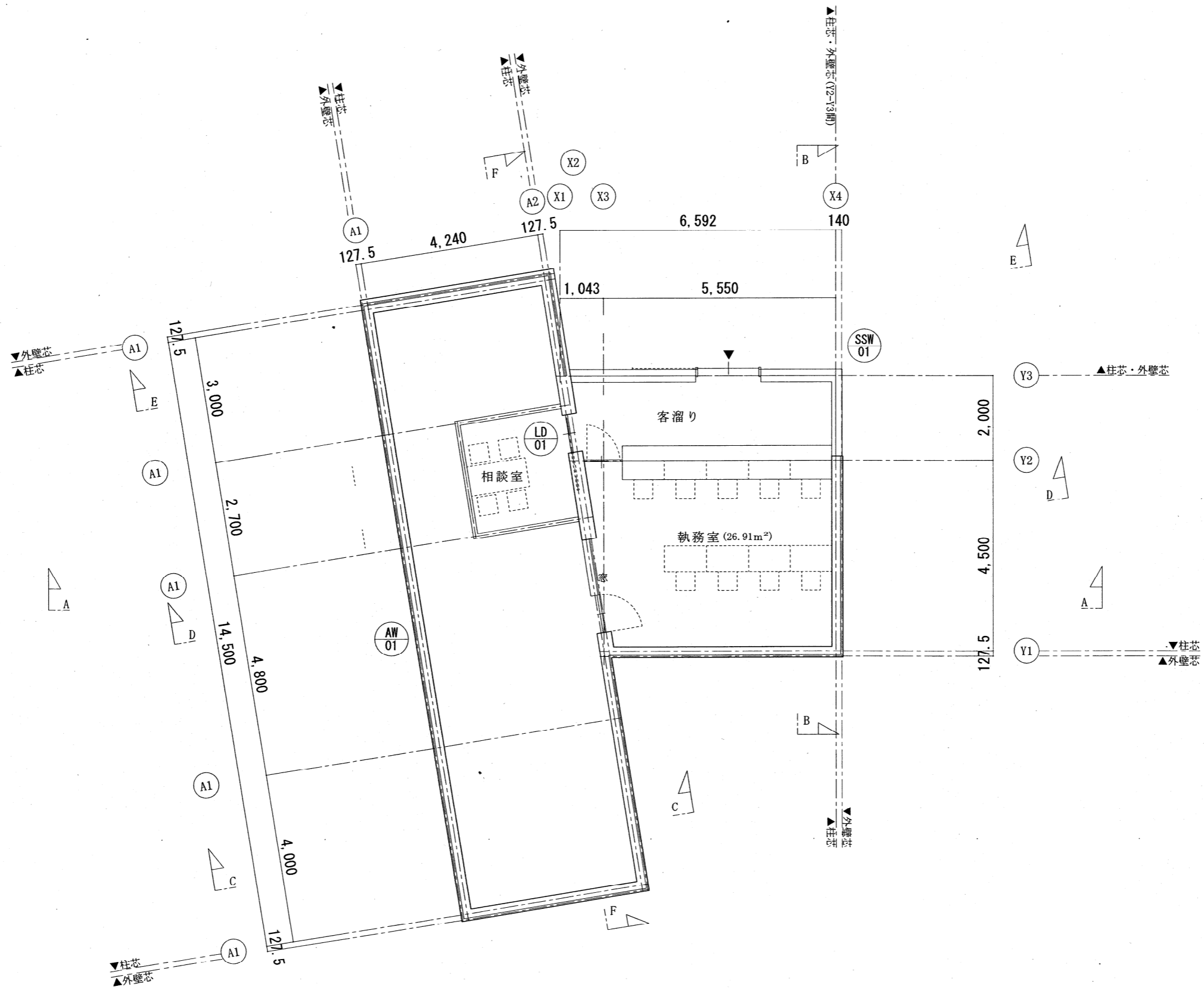
- (1) 申請者 広島県警察本部 警察本部長 森本 敦司
- (2) 申請地 広島市南区松原町14番地
- (3) 建築物の用途及び規模等
  - ア 用途：巡査派出所
  - イ 延べ面積：106.28㎡



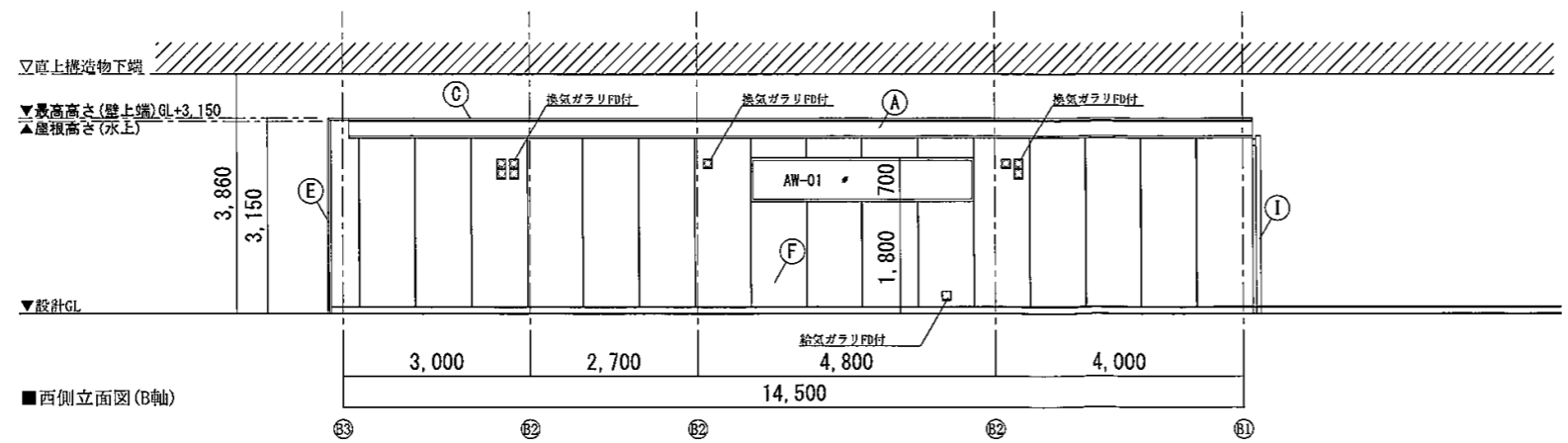
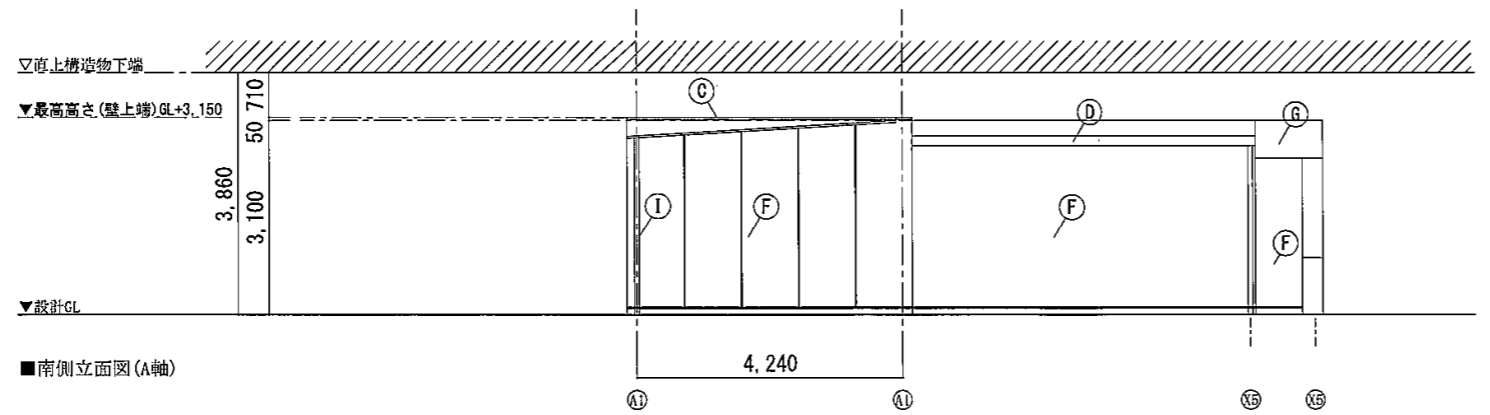
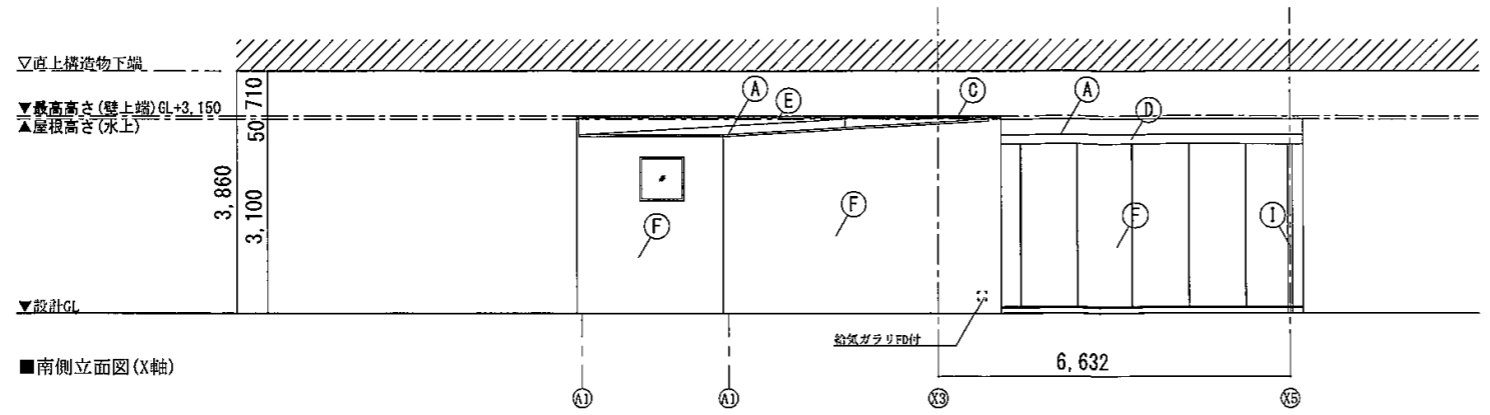
[付近見取図]



[配置図及び現況写真]



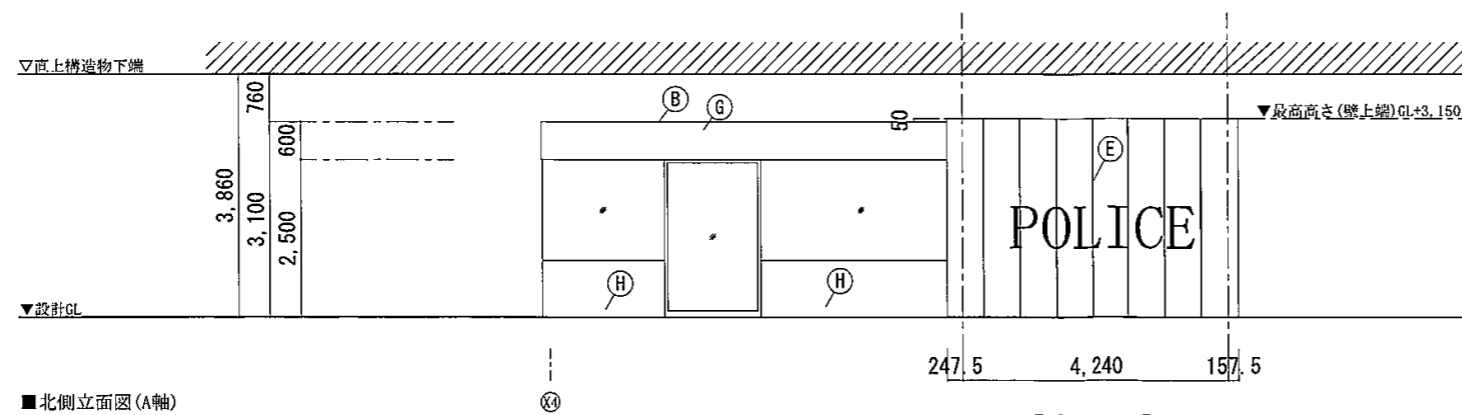
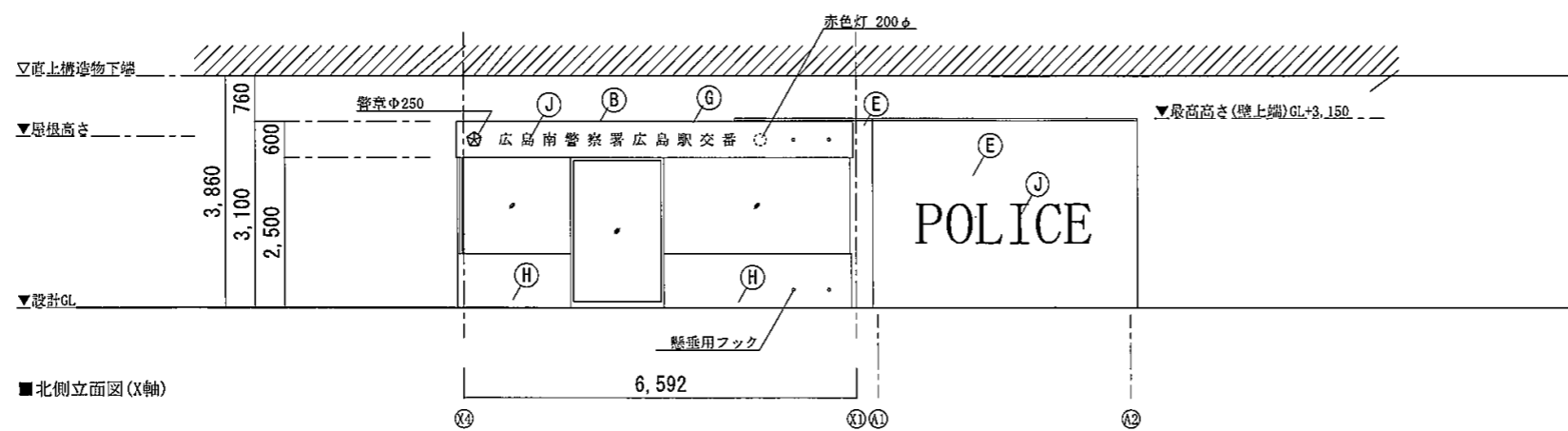
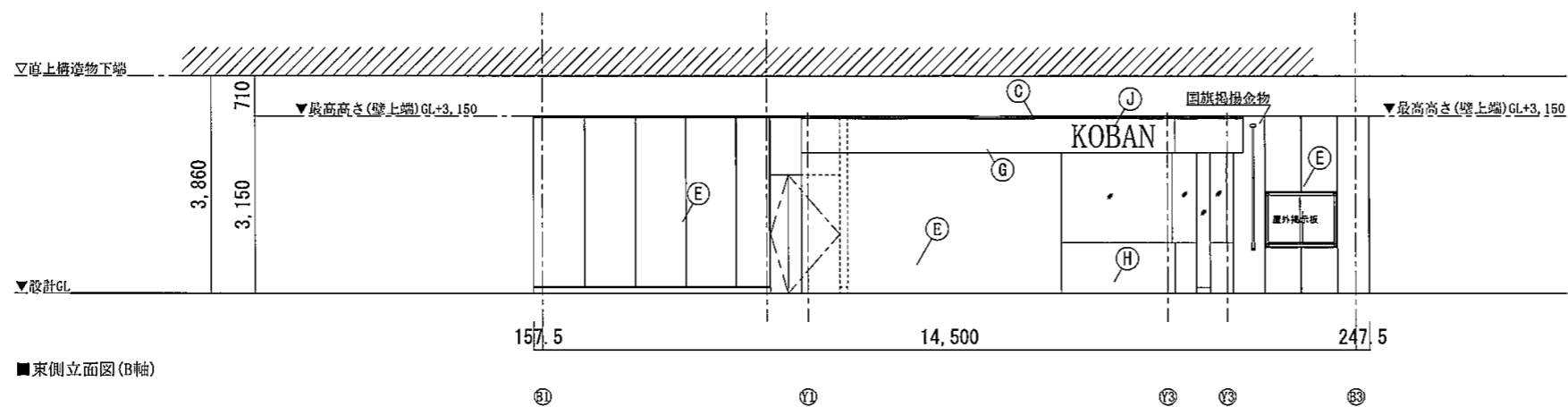
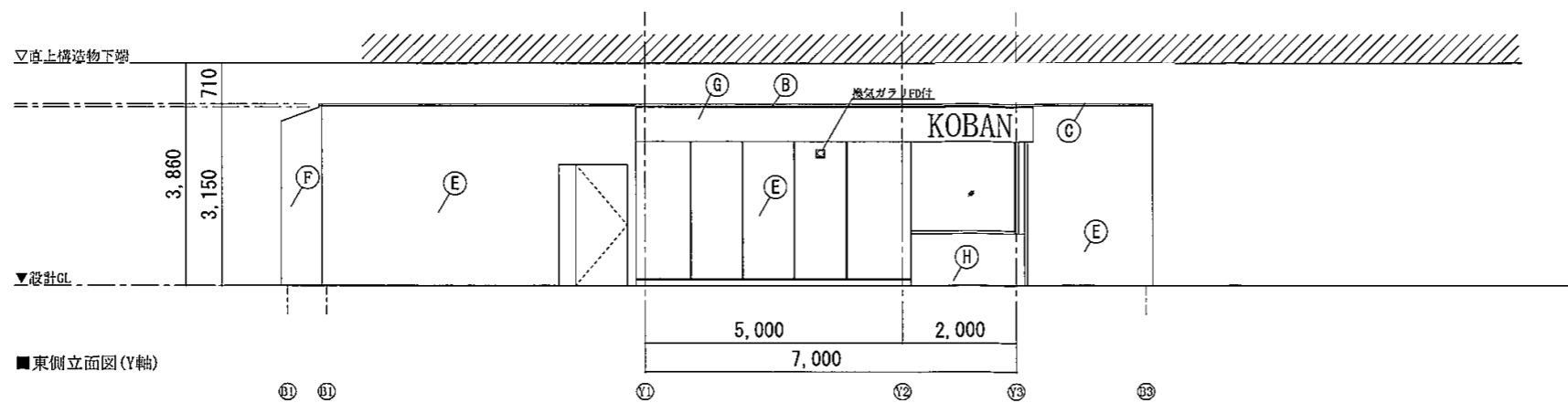
[平面図]



[立面図]

凡例

Ⓐ	屋根: ガルバリウム鋼板立ハゼ葺き t=0.4
Ⓑ	屋根: ガルバリウム鋼板立ハゼ葺き t=0.4
Ⓒ	笠木: ガルバリウム鋼板加工 t=0.4
Ⓓ	樋: ガルバリウム鋼板加工
Ⓔ	外壁: アルミ切り板 t=3.0(下地ECP T=60)
Ⓕ	外壁: ECP t=60 フッ素樹脂コーティング
Ⓖ	幕板: アルミ切り板 t=3.0
Ⓗ	腰壁: コンクリート洗出し仕上げ
Ⓘ	縦樋: アルミ製
Ⓙ	サイン: アルミ箱文字



[立面図]

凡例

Ⓐ	屋根：ガルバリウム鋼板立ハゼ葺き t=0.4
Ⓑ	屋根：ガルバリウム鋼板立ハゼ葺き t=0.4
Ⓒ	笠木：ガルバリウム鋼板加工 t=0.4
Ⓔ	外壁：アルミ切り板 t=3.0(下地ECP T=60)
Ⓕ	外壁：ECP t=60 フッ素樹脂コーティング
Ⓖ	幕板：アルミ切り板 t=3.0
Ⓗ	腰壁：コンクリート洗出し仕上げ
Ⓙ	縦樋：アルミ製
⓰	サイン：アルミ箱文字

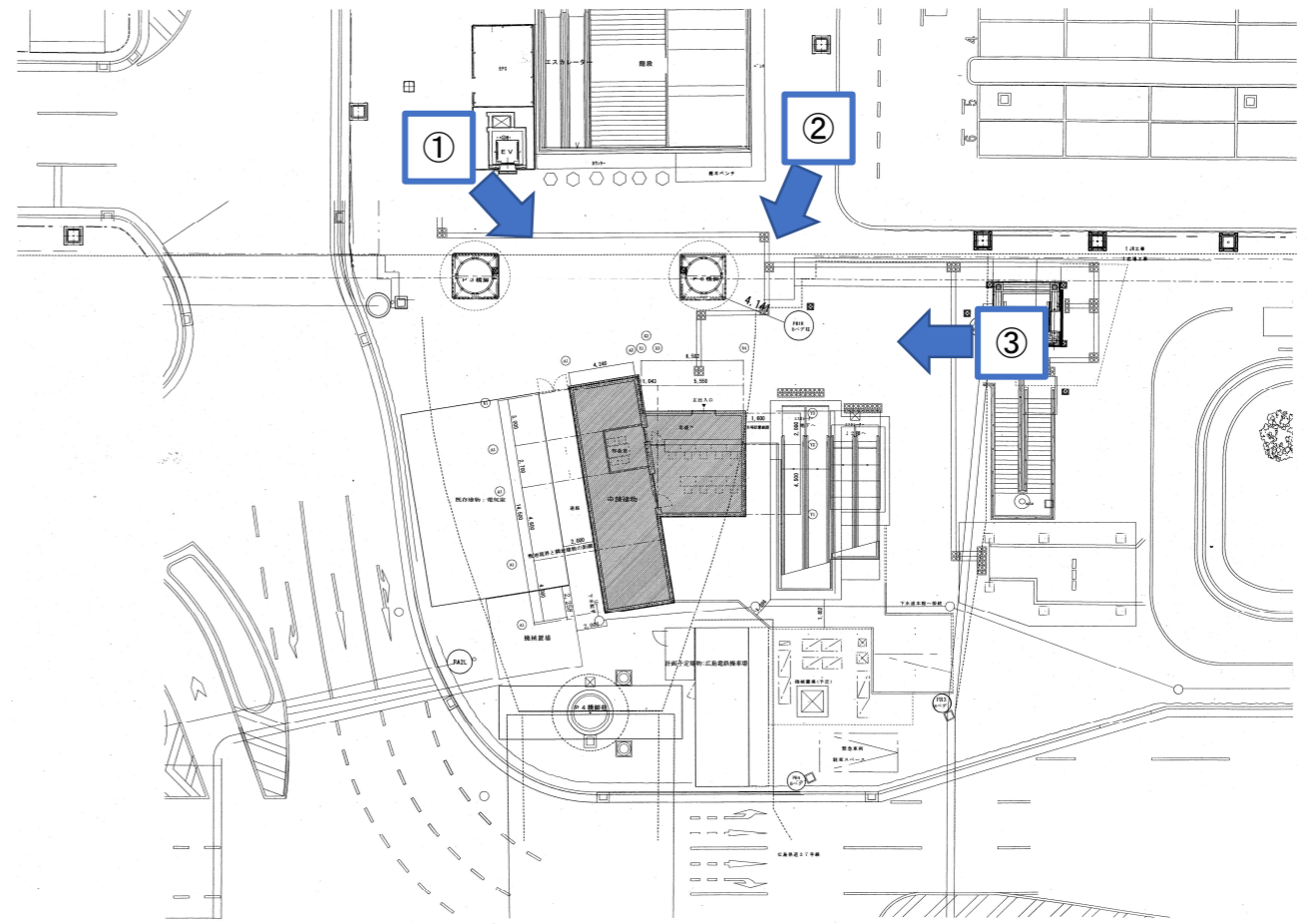
交通広場側外観イメージ



交通広場側外観イメージ



東側外観イメージ



[イメージパース]

## 2 道路内の建築制限への適合について

建築基準法（以下「法」という。）第44条第1項において、「建築物又は敷地を造成するための擁壁は、道路内に、又は道路に突き出して建築し、又は築造してはならない。」とされている。

ただし、同項第2号の「公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物で特定行政庁が通行上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの」に該当する建築物については、この限りでないとしている。

巡査派出所は同項第2号に掲げられている用途である。

## 3 許可について

### (1) 広島駅南口広場での許可実績

計画地の隣接地では、路面電車を安全に運行するために必要な操車場及び電気機械室について、法第44条第1項第2号に規定する道路内建築の許可の実績がある。

操車場：令和2年8月20日第32号許可

電気機械室：令和2年8月20日第33号許可

### (2) 許可要件への適合について

次のとおり許可要件に適合していると考えられる。

#### ア 公益性について

巡査派出所は前述のとおり、法第44条第1項第2号に掲げられている用途である。

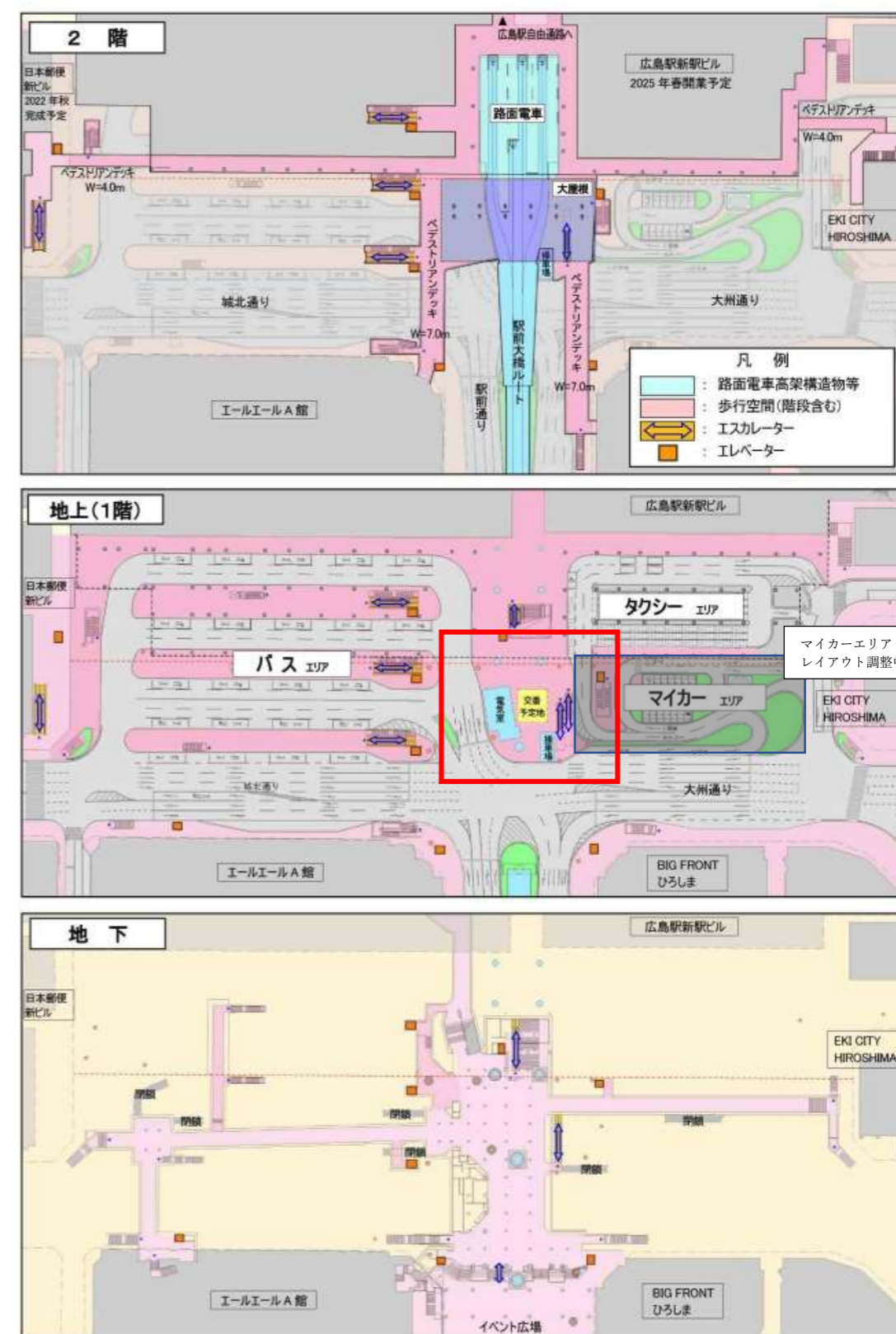
#### イ 通行上の支障について

申請建築物の設置場所は、路面電車高架橋橋脚に囲まれた範囲であり、車両の通行が不可能な場所である。また、人の通行についても、エスカレーター等への動線を妨げるものではなく、通過交通が想定されない場所である。

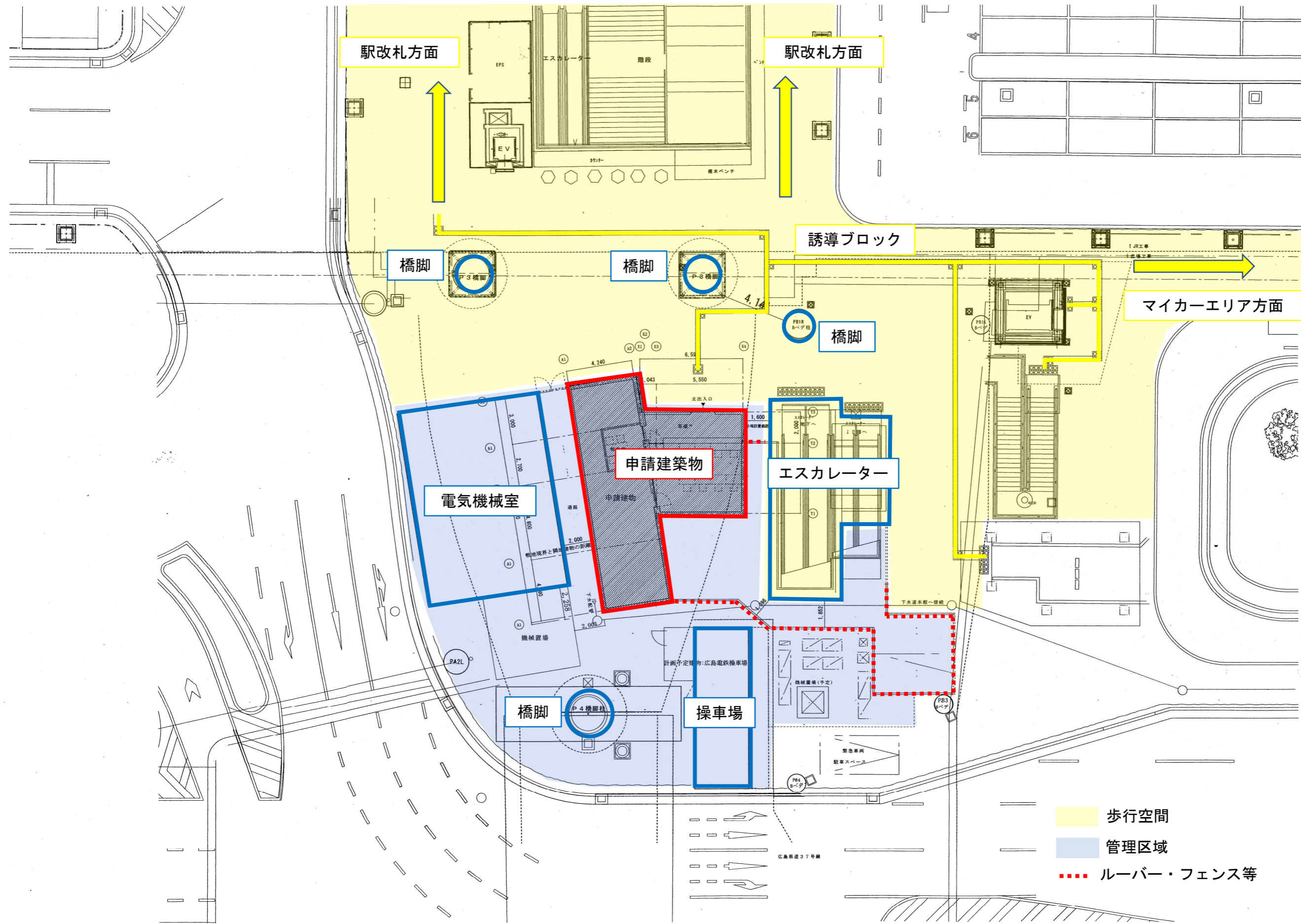
また、上部は路面電車の軌道、周囲は橋脚やエスカレーター、建築物に囲まれた空間であることから、安全施設（交通標識、信号機等）の視認性を阻害しないものとする。

なお、道路管理者から令和8年2月24日付けで道路占用の同意を得ている。

## 広島駅南口広場完成形のレイアウト



出典：『広島駅南口広場再整備等パンフレット』から抜粋した図を基に一部加工



[歩行空間のイメージ図]